

第2回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に
関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 次第

令和5年8月28日(月)
午後1時15分～2時45分
京都経済センター「6-D」

1 開会

2 議題

- (1) 相談の現状について
- (2) 計画改定に係る主な論点、骨子について（意見交換）

3 その他

次回会議の日程確認等

資料

- 1 第1回会議開催結果について
- 2 DV関連統計データ
- 3 計画改定に係る主な論点について
- 4 計画改定に係る骨子（素案）について
- 5 会議スケジュール

第 1 回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援 に関する計画（第 4 次）」改定に係る意見聴取会議 議事録

1 開催日

令和 5 年 7 月 24 日(月曜日)午後 1 時 30 分～ 3 時

2 場所

京都府公館第 5 会議室

3 出席者

(1) 委員

上田委員、大川委員、奥野委員、芹澤委員、竹之下委員、中村委員、富名腰委員、吉川委員、太田委員、藤井委員、田邊委員

(2) オブザーバー

力石人権教育室長、寺井人身安全企画官

(3) 京都府

文化生活部副部長、男女共同参画課長、男女共同参画課参事、男女共同参画課職員、健康福祉部副部長、家庭支援課長、家庭支援課職員、京都府家庭支援総合センター所長、家庭支援総合センター参事、京都府男女共同参画センター副館長、他関係課職員

4 議事概要等

(1) 座長の選出について

委員の互選により中村委員を座長に選出。

座長が大川委員を副座長に指名し、全会一致で了承。

(2) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 4 次）」 に係る取組状況について

(3) 京都府における DV 相談等の現状について

(4) 京都府における DV 施策（啓発・対策等）について

(5) 配偶者等からの暴力に関する調査について

(6) 計画改定に係る主な論点について

(7) 意見交換（主な意見）

① 京都府における DV 相談等の現状について

- ・ 今回の DV 調査では民間団体への相談が増えているということだが、民間団体との協働が重要なので、連携方法や体制を検討することが重要。数字に表れない成果や課題も意識する必要がある。

② DV 防止啓発について

- ・ 啓発をする際は、幅広く一般的な啓発をするよりも、セグメント化しながら、重点的にする必要がある。

③ 北部地域での対策について

- ・ 地域によってはアウトリーチによる相談や自立支援が難しい場合があるが、住んでいる地域によって DV 被害者の支援内容に差が出るのはよくないので、北部地域でも南部と同様の対応が必要。

④ DV 法改正について

- ・ 令和 6 年 4 月施行の DV 防止法改正法では、心理的、精神的暴力の追加、保護

命令の期間延長など大きな改正があったので、今回改定する計画では改正法の内容を盛り込む必要がある。

⑤ 加害者対策について

- ・ 加害者対策について国でも推進しており、実施する際の留意事項の一覧をまとめているが、京都府は早期から加害者プログラムを実施し、多くの加害者の相談を受けて経験を積んでいるので、全国的に取組を発信したほうがよい。
- ・ 加害者対策は保護命令が出るような段階までいくと遅く、その段階までいった場合は、警察等に対応してもらう必要があるが、刑事罰にならない段階でどのような教育ができるかが重要。

⑥ DV協議会の設置について

- ・ DV対策と児童虐待対策は交差しており、児童虐待では要保護児童対策地域協議会で関係機関が連携して対策を行うことになっているが、DVについても今回の法改正で協議会の設置が努力義務となり個別ケース会議も含めて取扱うことになるので、協議会の設置について本会議で議論したほうがよい。

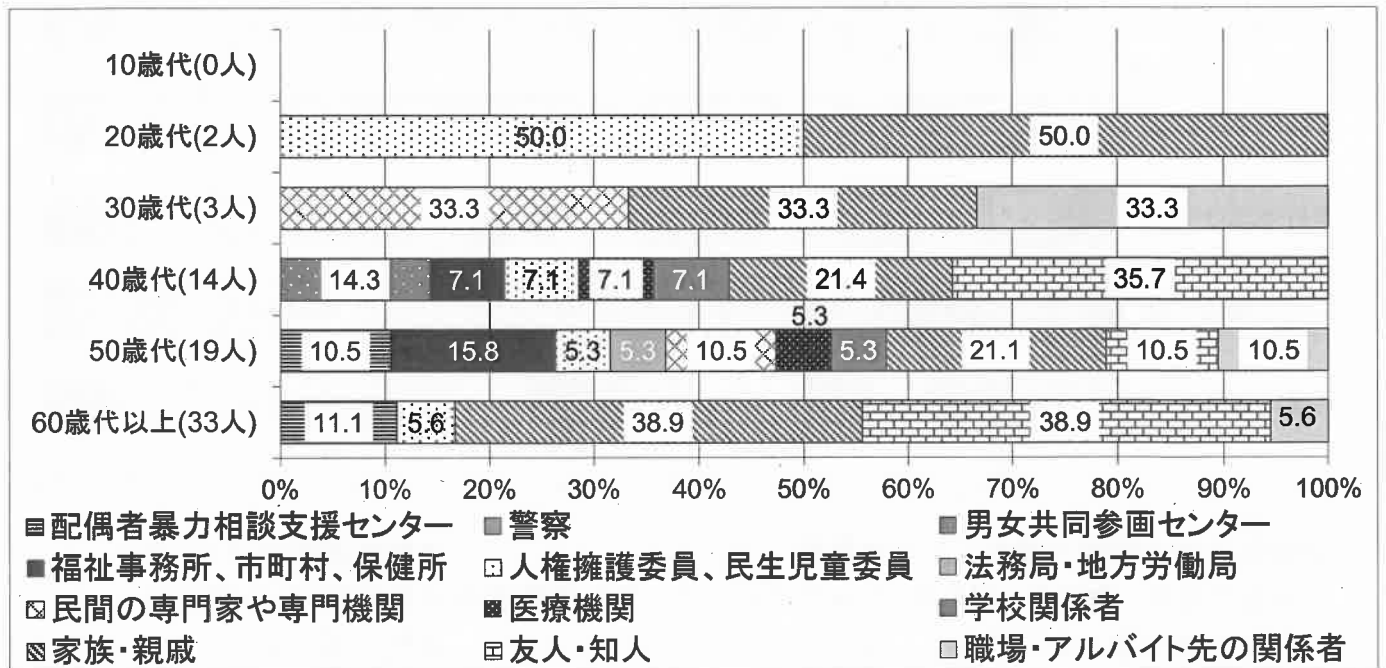
⑦ 一時保護について

- ・ 一時保護所に入った後、被害者が家に帰らざるを得ないケースがあるので、自立プランの立て方について検討が必要。
- ・ 一時保護の実施件数が近年かなり減ってきているので、一時保護の相談件数と実際に保護を実施した件数の差など現状を分析して一時保護のミスマッチがあるのか確認するとともに、民間シェルターの利用状況や入所までのプロセスの確認も必要。
- ・ 一時保護では携帯電話が使用できず、学校にも通えないなど入所制限が厳しいために入所を拒む人もいるので、実施件数が減る状況になれば条件の緩和等、仕組みを変えていく必要もあるのではないかと。携帯電話は現在、財布として使用していたり、就職の際に必要ななど生活に欠かせないものとなっているので、時代やニーズに合わせた仕組みが重要。
- ・ 緊急的な一時保護という部分と、中長期的な支援体制としての公営住宅や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用を切り分けて考え、被害者の状況やニーズに応じてトータルで被害者の自立支援計画をどう立てていくか検討していく必要がある。
- ・ 携帯電話など入所制限は大きな問題であり、逃げるしかない被害者支援だけでは不足していると考えており、実態としては、加害者側が実家に帰るという選択をとるケースもあり、私たちが見えていないDV対策について本計画改定にあたり議論が必要。逃げなくてもいい被害者支援の検討が求められている。

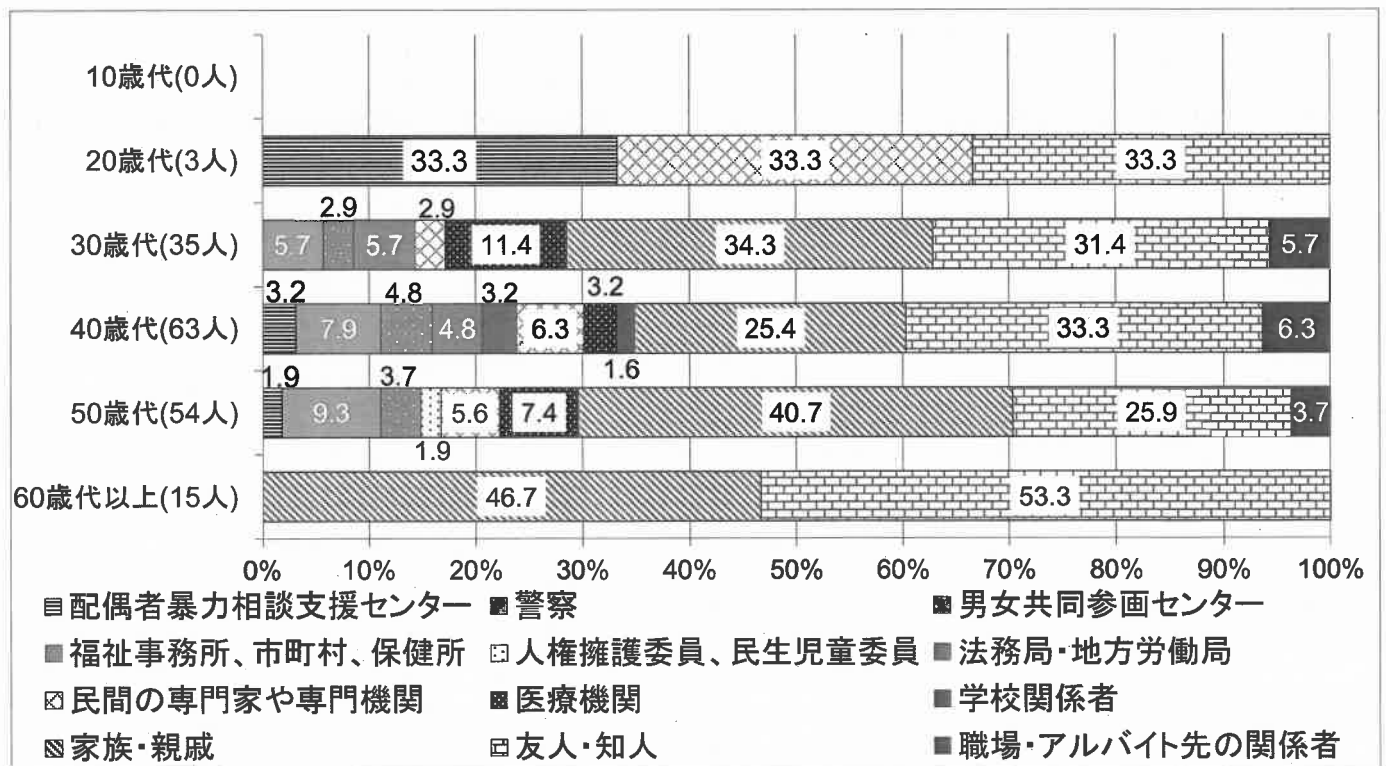
京都府「配偶者等からの暴力に関する調査」(令和5年2月1日～3日調査)

●<DV>どこ(だれ)かに相談した場合の相談先(「どこ(だれ)にも相談しなかった」を除く)

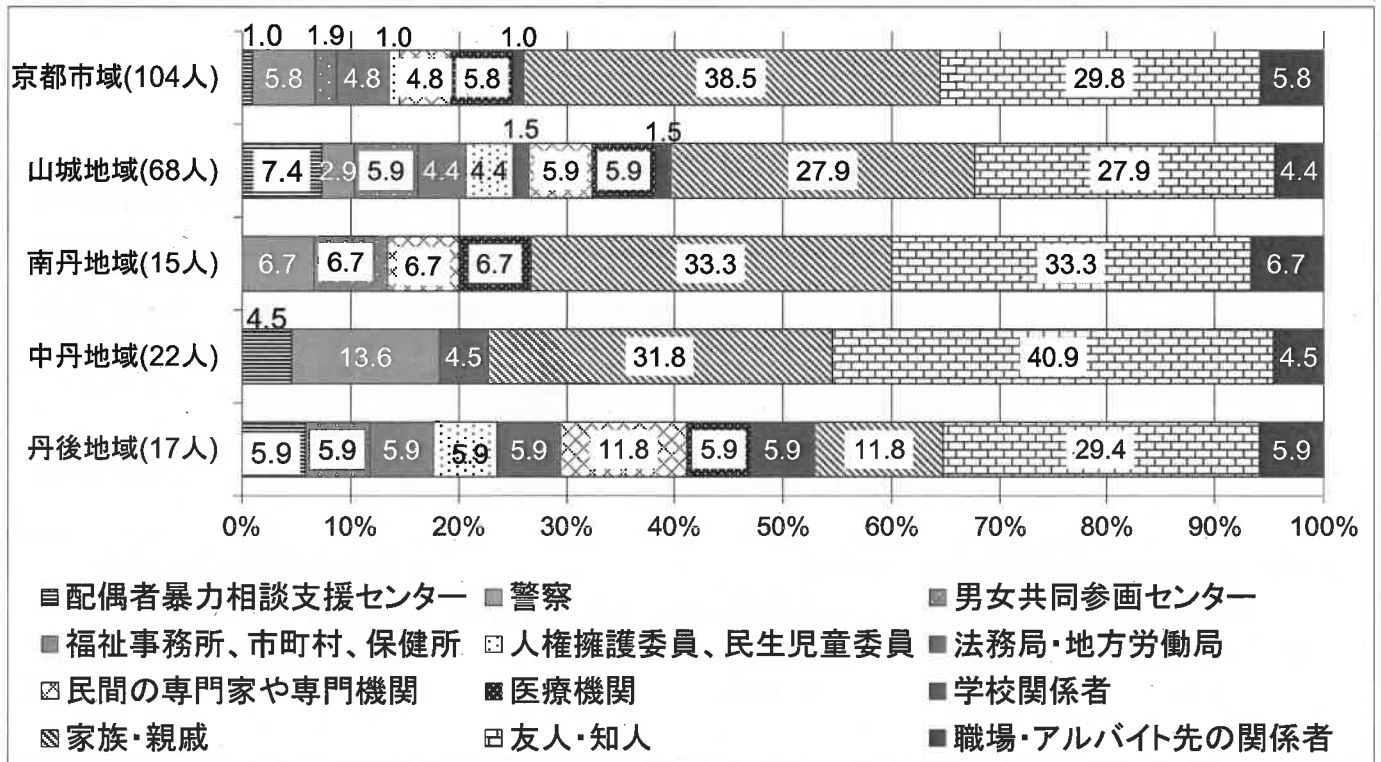
DV相談先【男女・年齢別—男性】



DV相談先【男女・年齢別—女性】

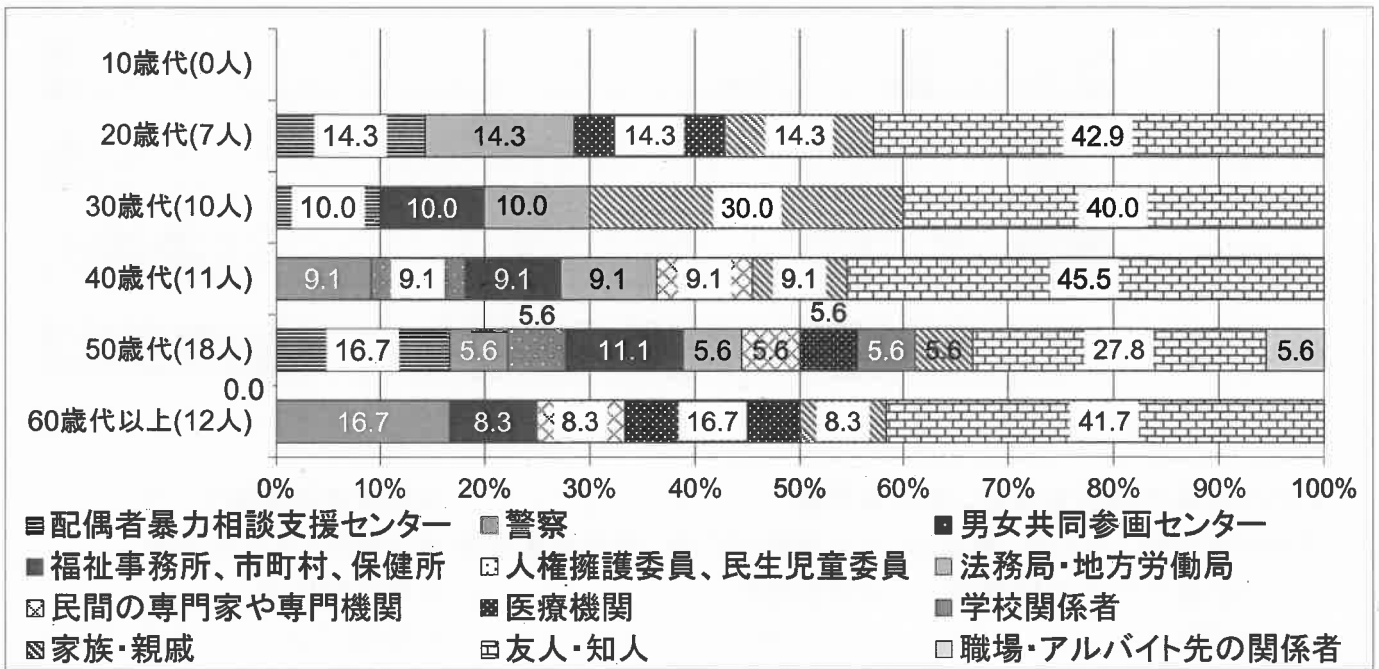


DV 相談先【地域別】

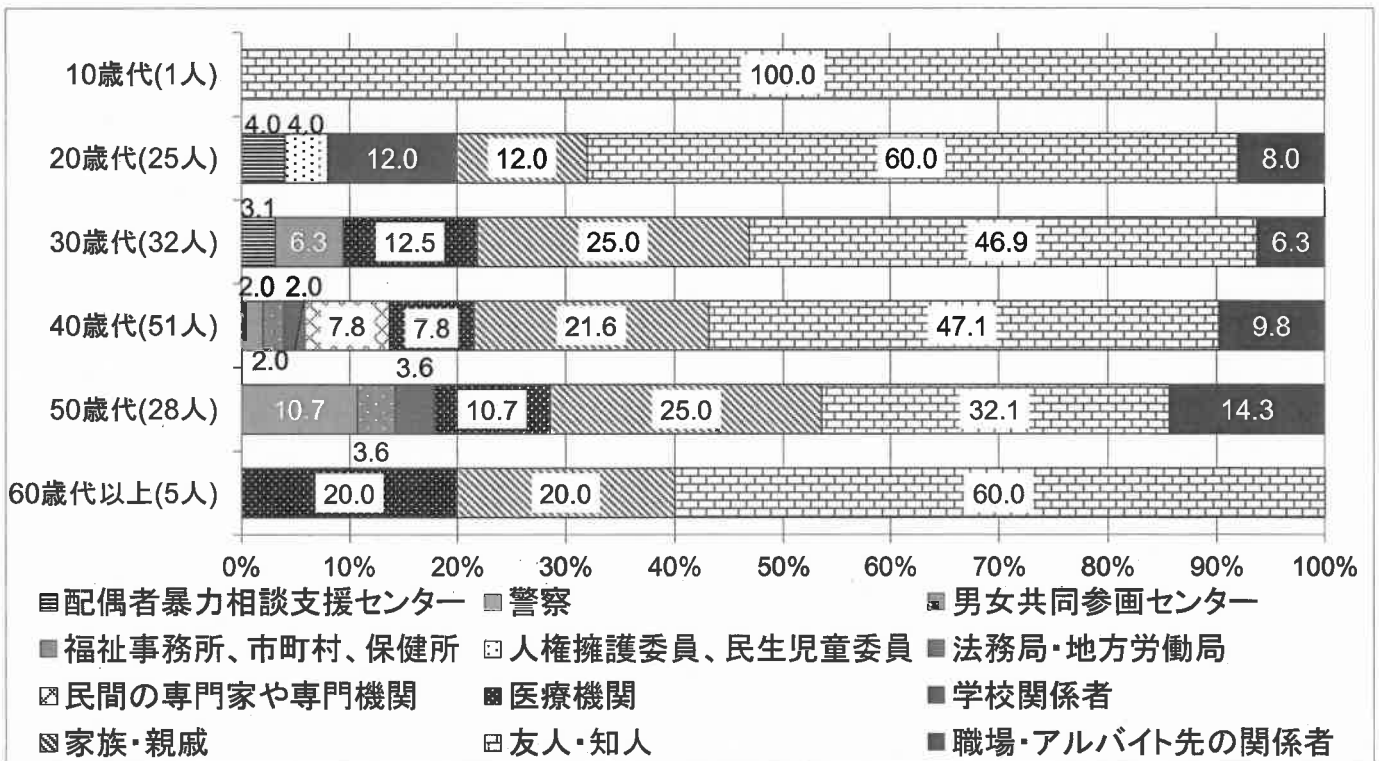


●<デートDV>どこ(だれ)かに相談した場合の相談先(「どこ(だれ)にも相談しなかった」を除く)

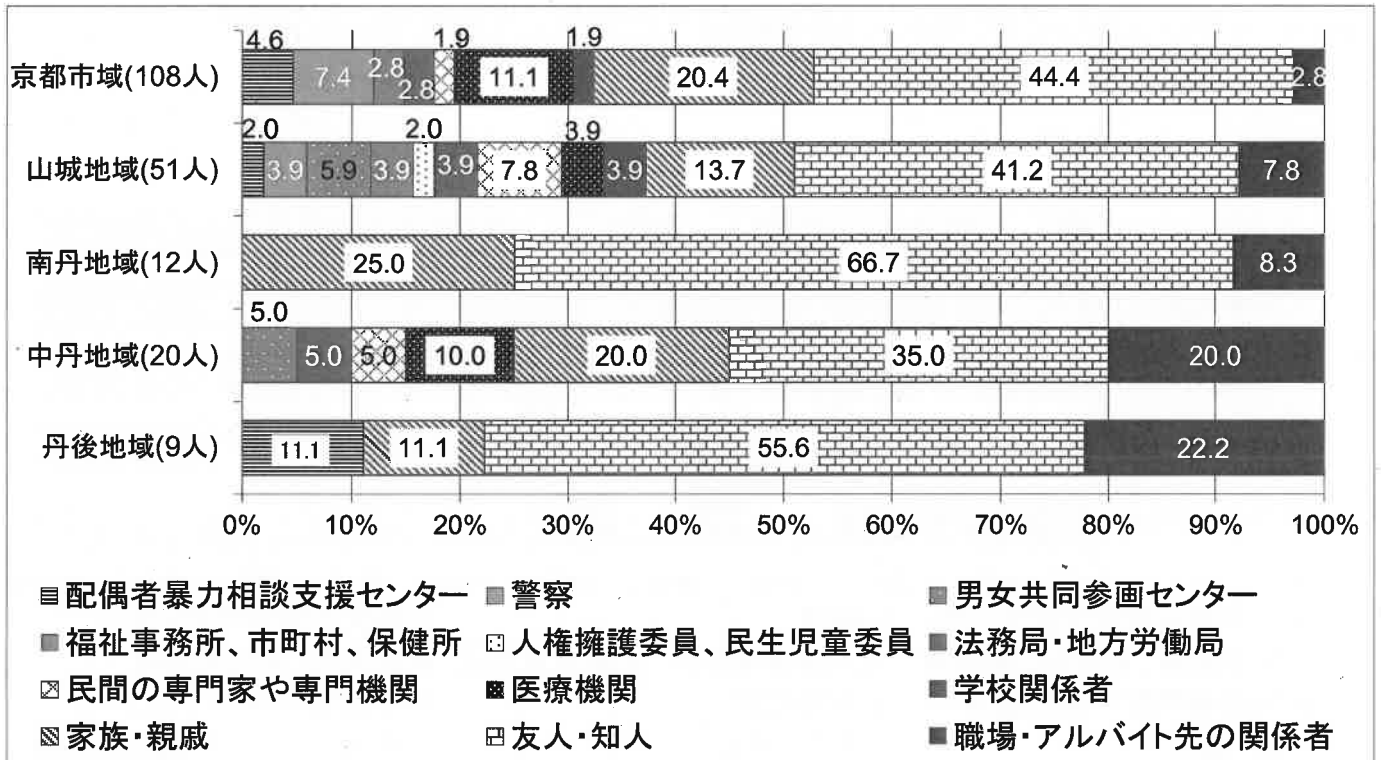
デートDV相談先【男女・年齢別—男性】



デートDV相談先【男女・年齢別—女性】



デートDV相談先【地域別】



アウトリーチによる相談・自立支援件数に係る実績

資料2-②

(単位：件)

| 管轄センター | 市町村 | R4 | R3 |
|------------|-------|----|----|
| 家庭支援総合センター | 京都市 | 15 | 10 |
| | 亀岡市 | 0 | 1 |
| | 向日市 | 0 | 0 |
| | 長岡京市 | 0 | 1 |
| | 南丹市 | 4 | 2 |
| | 大山崎町 | 0 | 0 |
| | 京丹波町 | 0 | 2 |
| | 他府県 | 3 | 2 |
| | 計 | 22 | 18 |
| 北部家庭支援センター | 福知山市 | 11 | 11 |
| | 舞鶴市 | 12 | 13 |
| | 綾部市 | 9 | 4 |
| | 宮津市 | 0 | 0 |
| | 京丹後市 | 6 | 5 |
| | 伊根町 | 1 | 0 |
| | 与謝野町 | 2 | 3 |
| | 計 | 41 | 36 |
| 南部家庭支援センター | 宇治市 | 3 | 6 |
| | 城陽市 | 2 | 4 |
| | 八幡市 | 4 | 0 |
| | 京田辺市 | 1 | 0 |
| | 木津川市 | 2 | 3 |
| | 久御山町 | 0 | 0 |
| | 井手町 | 0 | 0 |
| | 宇治田原町 | 0 | 0 |
| | 笠置町 | 0 | 0 |
| | 和束町 | 0 | 0 |
| | 精華町 | 1 | 0 |
| | 南山城村 | 0 | 0 |
| | 計 | 13 | 13 |
| 合計 | | 76 | 67 |

一時保護の状況

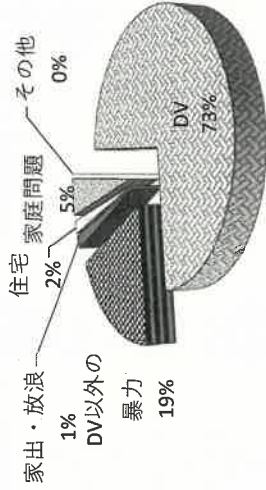
資料 2-③

(1) 主訴別一時保護の状況

(単位：件)

| 年度 | DV | DV以外の暴力 | 家出・放浪 | 住宅 | 経済・サラ金 | 家庭問題 | その他 | 計 |
|------|----|---------|-------|----|--------|------|-----|-----|
| 30 | 88 | 26 | 2 | 12 | - | 8 | 4 | 140 |
| 31/元 | 88 | 28 | 1 | 18 | 1 | 11 | - | 147 |
| 2 | 87 | 38 | 1 | 12 | - | 8 | - | 146 |
| 3 | 47 | 22 | 1 | 7 | - | 1 | 1 | 79 |
| 4 | 46 | 12 | 1 | 1 | - | 3 | - | 63 |

主訴別一時保護の状況 (4年度)



(2) DV加害者の内訳

(単位：件)

| 年度 | パートナーからの暴力 | | | | | 計 |
|------|------------|----|----|----|-----|----|
| | 夫 | 元夫 | 内夫 | 同棲 | その他 | |
| 30 | 76 | 4 | 7 | - | 1 | 88 |
| 31/元 | 72 | 4 | 11 | 1 | - | 88 |
| 2 | 67 | 8 | 6 | 4 | 2 ※ | 87 |
| 3 | 33 | 3 | 3 | 8 | 0 | 47 |
| 4 | 36 | 3 | 1 | 5 | 1 | 46 |

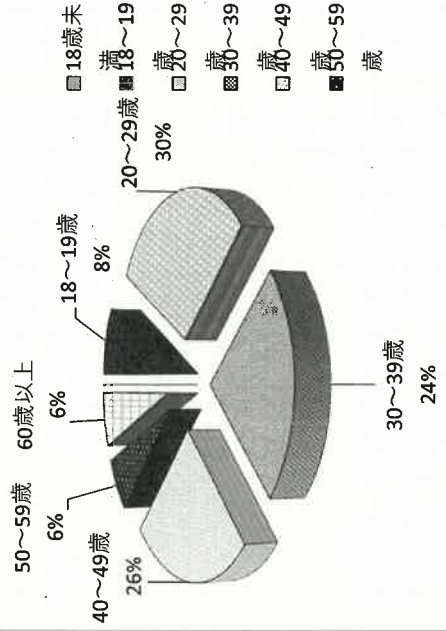
(※妻2)

(3) 年齢階層別一時保護の状況

(単位：件)

| 年度 | 18歳未満 | 18~19歳 | 20~29歳 | 30~39歳 | 40~49歳 | 50~59歳 | 60歳以上 | 計 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 30 | - | 6 | 44 | 30 | 34 | 9 | 17 | 140 |
| 31/元 | 1 | 6 | 30 | 37 | 39 | 15 | 19 | 147 |
| 2 | - | 7 | 26 | 35 | 30 | 20 | 28 | 146 |
| 3 | - | 8 | 19 | 29 | 11 | 7 | 5 | 79 |
| 4 | - | 5 | 19 | 15 | 16 | 4 | 4 | 63 |

年齢階層別一時保護の状況 (4年度)



(4) 経路別一時保護の状況

(単位：件)

| 年度 | 本人 | 警察 | 法務関係 | | 他府県の 婦人相談所 | 他の婦人 相談員 | 福祉事務所 | 他の 相談機関 | 医療機関 | 知人等 縁故者 | その他 | 合計 |
|------|-----|----|------|----|---------------|-------------|-------|------------|------|------------|-----|-----|
| | | | 法務関係 | 警察 | | | | | | | | |
| 30 | 16 | 85 | - | - | - | - | 3 | 17 | 13 | 2 | 1 | 140 |
| | 内DV | 8 | 57 | - | - | - | 3 | 6 | 10 | 2 | 1 | 88 |
| 31/元 | 12 | 89 | 1 | - | - | - | 9 | 23 | 11 | - | - | 147 |
| | 内DV | 9 | 62 | - | - | - | 6 | 5 | 5 | - | - | 88 |
| 2 | 19 | 75 | - | - | - | - | 9 | 20 | 16 | 1 | 3 | 146 |
| | 内DV | 12 | 47 | - | - | - | 5 | 10 | 10 | - | 1 | 87 |
| 3 | 8 | 48 | - | - | - | - | 1 | 9 | 12 | - | - | 79 |
| | 内DV | 7 | 28 | - | - | - | - | 5 | 7 | - | - | 47 |
| 4 | 10 | 42 | - | - | - | - | 4 | 2 | 4 | - | - | 63 |
| | 内DV | 4 | 32 | - | - | - | 4 | 2 | 4 | - | - | 46 |

(5) 一時保護前の居住地の状況

(単位：件)

| 年度 | 京都市内 | 府内 | | 他府県 | 不定 | 計 |
|------|------|----|----|-----|----|-----|
| | | 市 | 町村 | | | |
| 30 | 71 | 40 | 12 | 16 | 1 | 140 |
| | 内DV | 47 | 29 | 7 | 5 | 88 |
| 31/元 | 67 | 63 | 5 | 12 | - | 147 |
| | 内DV | 50 | 31 | 1 | 6 | 88 |
| 2 | 81 | 45 | 4 | 16 | - | 146 |
| | 内DV | 50 | 26 | 1 | 10 | 87 |
| 3 | 38 | 35 | 1 | 5 | 0 | 79 |
| | 内DV | 23 | 22 | 0 | 2 | 47 |
| 4 | 33 | 26 | 2 | 2 | 0 | 63 |
| | 内DV | 26 | 18 | 1 | 1 | 46 |

(6) 一時保護日数別の状況

| 年度 | 一時保護件数 | 入所 延べ日数 | 平均日数 | 1～5日 | 6～10日 | 11～15日 | 16～20日 | 21～30日 | 31日以上 |
|------|--------|------------|------|------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 30 | 140 | 2,194 | 15.7 | 42 | 19 | 23 | 11 | 25 | 20 |
| 31/元 | 147 | 2,395 | 16.3 | 43 | 21 | 14 | 20 | 26 | 23 |
| 2 | 146 | 2,137 | 14.6 | 48 | 29 | 23 | 9 | 18 | 19 |
| 3 | 79 | 1,334 | 16.9 | 28 | 9 | 7 | 9 | 10 | 16 |
| 4 | 63 | 1,099 | 17.4 | 19 | 9 | 4 | 3 | 19 | 9 |

(7) 退所理由別退所状況

(単位：人)

| 年度 | 婦人保護施設入所 | 帰宅 | | 就職(注) | 他府県 婦人相談所 | 福祉事務所の支援 | | | | 無断退所 | その他 | 計 | |
|------|----------|----|----|-------|--------------|--------------|------|----|-----|------|-----|----|-----|
| | | 自宅 | 実家 | | | 母子生活 支援施設 | 住宅設定 | 入院 | その他 | | | | |
| 30 | 9 | 39 | 18 | 10 | 1 | 48 | 27 | 9 | 5 | 7 | - | 29 | 136 |
| 31/元 | 5 | 45 | 19 | 15 | - | 55 | 30 | 6 | 4 | 15 | - | 20 | 140 |
| 2 | 2 | 50 | 31 | 13 | 2 | 50 | 23 | 4 | 8 | 15 | - | 24 | 141 |
| 3 | 1 | 30 | 15 | 2 | 0 | 27 | 15 | 8 | 0 | 4 | - | 17 | 77 |
| 4 | 1 | 27 | 10 | 3 | 0 | 26 | 17 | 4 | 0 | 5 | 1 | 6 | 63 |

(注) 就職には、住み込み就職の他、自力での住宅確保を含む。

(8) 母子での一時保護の状況

(単位：件)

| 年度 | DV | 住宅 | 家庭 問題 | 家出 放浪 | 売春 強要 | その他 | 計 |
|------|----|----|----------|----------|----------|-----|----|
| 30 | 58 | 3 | 5 | - | - | 4 | 70 |
| 31/元 | 52 | 4 | 15 | - | - | 2 | 73 |
| 2 | 48 | 2 | 3 | - | - | 9 | 62 |
| 3 | 28 | 1 | 1 | - | - | 9 | 39 |
| 4 | 29 | - | 2 | - | - | 3 | 34 |

(9) 同伴児童の内訳

(単位：人)

| 年度 | 乳児 | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 その他 | 計 |
|------|----|----|-----|-----|------------|-----|
| 30 | 6 | 70 | 44 | 4 | 3 | 108 |
| 31/元 | 8 | 63 | 49 | 6 | 5 | 131 |
| 2 | 3 | 47 | 44 | 19 | 4 | 117 |
| 3 | 5 | 43 | 25 | 1 | 4 | 78 |
| 4 | 4 | 27 | 26 | 5 | 1 | 63 |

府内民間シェルターの保護件数について

(単位：件)

| | | R2 | R3 | R4 |
|-------|------|-----|-----|-------|
| 本人 | 延べ日数 | 328 | 727 | 1,118 |
| | 実人数 | 46 | 83 | 79 |
| 同伴者・児 | 延べ日数 | 197 | 454 | 702 |
| | 実人数 | 30 | 51 | 49 |

※京都府内2か所の民間シェルターにおける保護件数の合計

**「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画
(第4次)」の改定に係る第2回意見聴取会議 事前意見一覧**

I 第2回会議で深めたい論点について

| No. | 御意見 | 該当する項目 |
|----------------------------------|--|-------------|
| 1 DV防止啓発について | | |
| ① | 自分が受けている行為自体がDVにあたることを理解しておらず、「自分さえ我慢すればいい」、「相手がつらく当たるのは自分が悪いからだ」等、自分の責任にしてしまっている人も多いのではないかと。特にコロナ禍で外出や人と会う機会が減ったことで、DVに限らず様々な情報に触れたり、気づきの機会も減ったので、DVの相談が減っているのはそのためではないかと。多くの人に届く形での啓発活動に力を入れていくべきではないかと。 | 重点目標1 |
| ② | 京都府では様々な支援者や支援団体が活動されているが、被害者にその情報が届くよう支援者側が「こんな支援ができる」を発信できる取組も必要。 | |
| 2 精神的暴力の対応・周知について | | |
| ③ | 今回の改正法の、接近禁止命令の申し立てをすることができる被害者について、精神的暴力を受けた者を含めることになったが、「精神的暴力」として想定されることは非常に幅広く 対象者が非常に増加すると思われる。具体例を数多く挙げて、イメージ化をはかることが、相談者にとっても啓発としても重要ではないかと。 | 重点目標 1・2 |
| ④ | 身体的暴力は捕まるということが認知されてきていることもあり、精神的な圧迫が増えると想定されるが、自分のせいにしてしまう性格の人は、精神的暴力とは思わずに、声を上げない一方で、身体的DVと異なり、精神的DVは、被害者が声を上げないとわからないので、精神的DVであることに気づき、声を上げてもらうために具体的な事例を出して啓発することが必要。 | |
| ⑤ | 精神的DVは、同じ行為でも、人によって違うので、具体的事例がないと判断しにくい。 | |
| 3 相談者の育成・支援専門員の配置について | | |
| ⑥ | 相談対応者の育成について (性別、継続年数、資格を持っていればその内容、研修制度など) | 重点目標4 |
| ⑦ | 多用な相談事例と困難事例に対応する専門性の担保と共有化の仕組みづくり | |
| ⑧ | 性暴力被害者支援ではワンストップセンターが設置されたことを踏まえて、DV被害者支援のワンストップセンター(今の府DVセンターではできていないと考える。)の設置または市町村単位のDVアドヴォケイター(支援専門員)の配置を目指すのはどうか。地域格差の是正、DV協議会の充実などが進むと考える。 なお、「女性人口当たりの婦人相談員数」は京都府の場合、きわめて少ない。 | |
| 4 被害者の希望・ニーズに合った相談支援体制の構築 | | |
| ⑨ | 京都府が提示した論点「一時保護退所後の被害者や子どもに対する支援の強化が必要」について当事者への金銭的負担なく必要とする形での相談支援、家庭訪問、同行支援などが必要であり、この際に民間委託等を含む当事者が希望する支援者・機関の利用ができる仕組みづくりが重要。 | 重点目標4 |
| ⑩ | 民生委員をしていると、DVに限らず、生活の中で起こる様々な「困った」をどこに相談すればよいかわからないと住民の方から相談を受けることがあり、広く相談を受けつけてもらえる仕組みやどんな相談もたらい回しにされないような仕組みが必要ではないかと。また、DVを受けている自覚のない人にとっては「DV相談」はハードルが高いと感じられる場合もあるので、気軽に相談できる窓口も必要。 | |

| No. | 御意見 | 該当する項目 |
|--------------------------|--|--------|
| 5 一時保護について | | |
| ⑪ | 一時保護の保護条件(携帯電話使用、外出・通勤・通学不可等)について、個々のケースを踏まえた弾力的運用が検討できないか(例 レンタル携帯の被害者への貸付等)。また、一時保護委託先事業者や民間シェルター運営者の育成、連携強化が必要ではないか(例 補助金の増額、事業者の開拓等) | 重点目標5 |
| ⑫ | DV被害者が一時保護所への入所を拒んだり、様々な条件により入所が難しい場合は民間団体に頼らざるを得ない状況であり、今後ますますそのようなケースが増加すると考えられる。そのような中、民間団体の運営は非常に厳しく、存続もままならない状況にあるため、運営費や人材も含めた継続的な支援が早急に必要。 | |
| ⑬ | 一時保護所退所後の被害者への継続した支援とは、どの機関がどのように行うことを想定しているのか。 | |
| ⑭ | 多用な相談事例がでてくる中、専門的な助言、研修も必要であるが、そのことに対応する一時保護のあり方などについて議論が必要。 | |
| ⑮ | 民法上、成人の18歳～21歳であっても社会的に自立ができていない被害者の同居家族がいるケースのほか、被害者自身が認知症や疾病等を抱えているなどのケースにおいて、緊急保護する必要が認められるにも関わらず、夜間等の緊急避難の受入先に関する調整が困難なケースが散見され、過度に被害者等に負担がかかるケースがあるので、制度として調整できる先等を確立しておく必要がある。 | |
| ⑯ | 一時保護の現状と課題について、関係機関から受け入れがスムーズにいかないという話を聞くため、現状の受け入れ時の確認内容を確認し、国から示されている内容に沿った受け入れ支援を実施するための体制について検討する必要がある。 | |
| ⑰ | 母子生活支援施設や民間シェルターとの連携や活用が求められているので、今後の連携や活用について検討する必要がある。 | |
| 6 児童虐待関係 | | |
| ⑱ | 学童期の児童虐待問題との関連。児童虐待通告がある場合、家庭内でDVが起こっていることも考えられるが、DV担当部門と児童相談所との情報共有や連携はどのように行われているか。 | 重点目標6 |
| ⑲ | 家庭裁判所での調停で、DV理解が乏しいことで苦しんでいる声を最近再びよく聞き、子どもの親権、面会交流についても、児童福祉の視点でDVを理解していく流れを地域から作る必要がある。 | |
| 7 ジェンダー問題への対応について | | |
| ⑳ | 「暴力を許さない社会の実現」を目指してきた中、ジェンダーの問題をベースに持つDVへの取組は、発生の防止、保護・自立支援、地域変革において、SDGsの取組の一つである「ジェンダー」の視点を打ち出す必要があるのではないかと。 | 重点目標7 |
| ㉑ | 「男性被害者への対応として、男性相談員による男性相談窓口の設置及びその周知啓発が必要」との府が提示した論点について、それに加えて男性・女性の二元的にしばられない相談窓口も必要。 | |
| ㉒ | 今後、男性被害者の相談が増えてくるのではないかと考えるが、各市町村で対面での男性相談を受ける体制を構築するのは難しいと思われる。京都府が提示した論点の「男性相談窓口の設置」は京都府での設置を想定しているのか。京都府で設置してもらえれば、相談者をスムーズに繋ぐことができると思う。 | |

| No. | 御意見 | 該当する項目 |
|-------------------------------------|---|-------------|
| 8 自立支援・DV被害者への心のケアについて | | |
| ②③ | 人への信頼感を壊され、自信を失いかけている(そうは見えないことが多い)トラウマを負った被害者と家族がまず、支援に繋がり、支援者との信頼関係を構築しながら次の支援につながるまでに、「寄り添う支援」が必要。妊娠出産を控えている被害者、外国人、障害をもつ人など、ただ、支援システムがあるだけでは、回復にむかうことができない心の状態を理解した上での支援計画が必要。 | 重点目標 7・9 |
| ②④ | DV法改正に伴う「被害者の自立支援のための施策」について、生活的支援とともに、中長期的な心理的なケアは欠かせないため自立支援をどのように考えるかが重要。「トラウマインフォームドケア(コミュニティ)」をめざし、「被害者本人・子どもへのパーソナルなケア」から「相談窓口担当者へのトラウマ教育」、そして、「地域社会全体への啓発」という視点を盛り込むことが必要。 | 重点目標9 |
| ②⑤ | 自立支援が求められている。これまで婦人保護等の中期支援の実績が少ない事が確認でき、背景に居所の確保が中心となり基本的な問題解決に対するソーシャルワークが不足しているのではないかと感じるので、自立の目的を明確にして、ソーシャルワークを中心としたアプローチ体制について検討が必要。 | |
| 9 関係機関の支援・連携体制の構築・DV法定協議会の設置 | | |
| ②⑥ | 京都府が提示した論点「国・都道府県・市町村・民間団体が全般的な情報交換をするだけでなく、個別ケースにおいても連携して支援するとともに緊急時に対応できるような枠組みの構築(個人情報の取扱い含む)が必要」と「家族全体への相談体制の構築が必要」について、様々な場合において当事者を含め、関係機関や支援者、関わる人全員が集まるカンファレンスを行いやすくする仕組みが必要。 | 重点目標10 |
| ②⑦ | 法定協議会について、現ネットワーク会議を引き継ぐ形で府が設置し、その上で、自治体間の情報共有の促進のため全自治体が加入する形で設置してはどうか。 | |
| ②⑧ | 新法の協議会と現状の「配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議」との棲み分けについて(併存させるのか) | |

II 議論にあたり必要なデータ等について

| No. | 御意見 |
|-----|---|
| ① | 資料7-2【被害経験の有無】に「あり」と答えた方の、被害を受けた時の年齢がアンケートからわかるようであればご教示いただきたい。 |
| ② | 実際にDV相談を受けた後の被害者、加害者、それぞれへのフォローは、実際にどうしているか聞きたい。 |
| ③ | 【情報提供】児童福祉の視点でのDVに関する参考文献 「DVインフォームドな児童福祉実践『Safe & Together』、「DV加害は子育ての選択である」、「よい父親は母親に暴力は振るわない」 |

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」改定に係る骨子(素案)について

| 現行計画(第4次) | 新計画(案) |
|---|---|
| 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供 (被害者自らがDVIに気づく啓発の実施) ①カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供 ②被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施 ③市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施 ④企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開 ⑤DV相談支援センター等相談機関の周知徹底 ⑥DVIに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発(新規) | 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供 (被害者自らがDVIに気づく啓発の実施) ①カード等の活用による、被害者自身への気づき(精神的暴力含む)を促す継続的な情報提供(拡充)[基本方針追加予定] ②被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施 ③市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施 ④企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開 ⑤DV相談支援センター等相談機関の周知徹底 ⑥性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等DVIに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発(拡充)[基本方針追加予定] |
| 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進 (職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨) ①被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着 ②生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ ③被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施 ④市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】 ⑤企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】 ⑥DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】 ⑦通報の趣旨の周知 | 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進 (職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨) ①被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着 ②生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ ③被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施 ④市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】 ⑤企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】 ⑥DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】 ⑦通報の趣旨の周知 |
| 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化 (年代(ターゲット)に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成) ①あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施 ②年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発(新規) ③あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施 ④地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施 ⑤企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施 (加害者への対応) ①警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ加害への気づきを促す情報提供 ②加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施(新規) ③DVIに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発(新規)【再掲】 (市町村の取組への働きかけ) ①DV基本計画策定の働きかけ及び支援 | 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化 (年代(ターゲット)に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成) ①あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施 ②年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発 ③あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施 ④地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施 ⑤企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施 (加害者への対応) ①警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ加害への気づきを促す情報提供 ②加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施 ③性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等DVIに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発(拡充)【再掲】[基本方針追加予定] (市町村の取組への働きかけ) ①DV基本計画策定の働きかけ及び支援 |
| 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実 重点目標4 相談体制の充実・強化 (身近な相談窓口の設置) ①DVIに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充) ②相談支援体制の充実(拡充) ③SNS等を活用した相談の実施(新規) (市町村の相談窓口での相談体制の充実) ①市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化 (市町村内ネットワークの構築) ①DV被害者支援マニュアル(相談)の活用など市町村DV相談窓口への支援 ②市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成(拡充) ③市町村の困難事案等に対する助言等の実施(拡充) ④市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ (DV相談支援センター等相談員の対応力強化) ①DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施(拡充) ②複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施 (切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化) ①転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施 ②府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実 ③府・市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備 | 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実 重点目標4 相談体制の充実・強化 (身近な相談窓口の設置) ①DVIに悩むすべての方のための相談窓口の設置 ②相談支援体制の充実 ③SNS等を活用した相談の実施 (市町村の相談窓口での相談体制の充実) ①市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化 ②匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化(新規)[基本方針追加予定] (市町村内ネットワークの構築) ①DV被害者支援マニュアル(相談)の活用など市町村DV相談窓口への支援 ②市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成 ③市町村の困難事案等に対する助言等の実施 ④市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ (DV相談支援センター等相談員の対応力強化) ①DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施(拡充) ②複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施 (切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化) ①転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施 ②府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実 ③府・市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備 ④性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援(新規)[基本方針追加予定] ⑤精神的DVにおける接近禁止命令等の迅速な申立てが行えるよう精神科病院との連携の強化(新規)[基本方針追加予定] |
| 重点目標5 緊急保護の充実 ①被害者の状況に応じたシェルター(一時保護機能)の確保と機能の拡充(拡充) ②市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ ③警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化 ④被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化 ⑤被害者の特性に応じたカウンセリングの充実 ⑥警察との連携によるストーカー被害者への支援 | 重点目標5 緊急保護の充実 ①被害者の状況に応じたシェルター(一時保護機能)の確保と機能の拡充 ②市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ ③警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化 ④被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化 ⑤被害者の特性に応じたカウンセリングの充実 ⑥警察との連携によるストーカー被害者への支援 |

| 現行計画(第4次) | 新計画(案) |
|---|---|
| <p>重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進 ②要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実 ③子どもの前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化(新規) ④一時保護所での同伴児童に対する支援の充実(拡充) ⑤一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実 ⑥保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ ⑦保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実 <p>重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応</p> <p>〈外国人被害者への支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外国人支援団体と連携した相談対応の充実 ②外国人被害者の母国語(翻訳)相談シートを活用した相談窓口での被害者支援 ③外国人被害者の母国語(翻訳)による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成 <p>〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化 ②障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実 <p>〈男性被害者や加害者への対応〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)[再掲] ②被害者の状況に応じたシェルター(一時保護機能)の確保と機能の拡充(拡充)[再掲] ③警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ[再掲] ④加害者への気づきを促す情報提供[再掲] ⑤加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施(新規)[再掲] ⑥DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発(新規)[再掲] | <p>重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進 ②要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実 ③子どもの前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化 ④一時保護所での同伴児童に対する支援の充実 ⑤一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実 ⑥保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ ⑦保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実 <p>重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応[基本方針追加予定]</p> <p>〈外国人被害者への支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外国人支援団体と連携した相談対応の充実 ②外国人被害者の母国語(翻訳)相談シートを活用した相談窓口での被害者支援 ③外国人被害者の母国語(翻訳)による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成 <p>〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化 ②障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実 <p>〈性的マイノリティの被害者への対応〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①性的マイノリティ支援窓口との連携強化(新規)[基本方針追加予定] ②縁関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止(新規)[基本方針追加予定] <p>〈男性被害者や加害者への対応〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置[再掲] ②被害者の状況に応じたシェルター(一時保護機能)の確保と機能の拡充[再掲] ③警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ[再掲] ④加害者への気づきを促す情報提供[再掲] ⑤加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施[再掲] ⑥性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発(拡充)[再掲][基本方針追加予定] |
| <p>基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化</p> | <p>基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化</p> |
| <p>重点目標8 支援策の充実・強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実 ②「DV被害者支援マニュアル(自立支援)」による市町村の支援体制への支援 ③市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ ④京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実(拡充) ⑤府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実 <p>重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート</p> <p>〈被害者の生活の安定と心のケア〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実 ②グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実 ③ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実 ④地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実 ⑤京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実(拡充)[再掲] <p>〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化(拡充) ②被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用 ③地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実 <p>重点目標10 関係機関の連携強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実 ②市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ ③行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 | <p>重点目標8 支援策の充実・強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実 ②「DV被害者支援マニュアル(自立支援)」による市町村の支援体制への支援 ③市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ ④京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実 ⑤府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実 ⑥被害者自立支援として、国・都道府県、市町村における連携、情報共有(新規)[基本方針追加予定] ⑦セーフティネット登録住宅の情報提供システムについての情報提供及び状況に応じた住宅の情報提供を実施(新規)[基本方針追加予定] <p>重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート</p> <p>〈被害者の生活の安定と心のケア〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実 ②グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実 ③ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実 ④地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実 ⑤京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実[再掲] <p>〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化 ②被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用 ③地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実 <p>重点目標10 関係機関の連携強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DV関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を設置し、個別ケースの検討等情報交換の円滑化及び被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施(拡充)[DV改正法第5条の2] ②市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ ③行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 ④困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力(新規)[基本方針追加予定] |
| <p>基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進</p> | <p>基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進</p> |
| <p>重点目標11 民間支援団体との連携・支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害者の状況に応じたシェルター(一時保護機能)の確保と機能の拡充(拡充)[再掲] ②民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成(拡充) ③被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援 <p>重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ①近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施 <p>重点目標13 苦情処理体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ①苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ | <p>重点目標11 民間支援団体との連携・支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害者の状況に応じたシェルター(一時保護機能)の確保と機能の拡充[再掲] ②民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成 ③被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援 <p>重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ①近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施 <p>重点目標13 苦情処理体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ①苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ |

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画
(第4次)」改定に係る意見聴取会議開催スケジュール(案)

| 日程 | 意見聴取会議 | 会議内容 |
|-------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 7月24日 | 第1回会議 | 現行計画の進捗、課題への意見聴取 |
| 8月28日 | 第2回会議 | 計画に盛り込むべき内容の意見聴取 DV相談員からの実態把握 |
| 9月 | 計画概要を9月議会へ報告 | |
| 11月1日 | 第3回会議 | 計画中間案の意見聴取 |
| 12月中 | 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議で意見聴取 | |
| | 中間案を12月議会へ報告 | |
| 12月中旬～ R6年1月下旬 | パブリックコメント実施 | |
| 1月下旬～2月 月上旬 | 第4回会議 | 計画最終案の意見聴取 |
| 2月 | 最終案を2月議会報告 | |
| 3月 | 計画改定・公表 | |